

居宅介護支援事業 重要事項説明書

1、居宅介護支援事業所の概要

(1) 事業者、事業所の名称、所在地等

事業者名	医療法人 輝山会
所在地	長野県飯田市毛賀 1707
電話番号	0265-26-8111
代表者氏名	土屋 公威
事業所名	輝山会総合介護支援センター
管理者氏名	鈴木 広美
介護保険事業所番号	2070500174
通常の事業実施地域	飯田市内全域及び下條村、喬木村

(2) 事業所の従業員体制

区分	常 勤
管理者	1 名（兼務）
介護支援専門員	1 名以上

(3) 営業日、営業時間

営業日	日曜、祭日及び 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く毎日
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

緊急対応の必要な場合、この限りではありません

2、当事業所の目的・運営方針

(1) 事業の目的

医療法人輝山会が開設する指定居宅介護支援事業所（輝山会総合介護支援センター）が行う居宅介護支援事業の適正な運営を確保する為、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供する目的とする。

(2) 運営方針

- ①事業所の介護支援専門員は、要介護状態にある利用者の心身の状況、その置かれている環境、要介護者及びその家族の希望を勘案し、介護サービスの提供を総合的・一体的・効率的に確保し、居宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう支援する。
- ②事業の実施にあたり、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つとともに、関係機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3、居宅介護支援の内容

当事業所では、介護支援専門員により、利用者に以下の居宅介護支援を提供します。

(1) 居宅サービス

- ・利用者の居宅を訪問して、利用者及び家族と面談し課題の分析を行います。
- ・当該地域における複数の指定居宅サービス事業者に関する情報を公正中立に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ・ケアマネジメントの公正中立の確保を図る観点から、求めに応じて利用者に、前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合、及び、前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの同一事業所によって提供されたものの割合について別紙にて説明を行います。
- ・提供されるサービスの目標、その達成期間、サービスを選択する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ・居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区別した上でその種類、内容、利用料等に加え、居宅サービス計画に位置付けた理由について利用者及びその家族に説明し、同意を受けます。
- ・その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

(2) 経過観察・再評価

- ・居宅サービス計画作成後、少なくとも月1回、利用者宅を訪問し面談してモニタリングを実施し、結果を記録します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業所等との連絡調整を行います。
- ・利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

(3) その他

研修会等に参加し、資質の向上に努めます。

利用者及びその家族が介護サービス提供記録の開示を求めた場合は、記録の開示を行います。

4、利用料金

(1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、**自己負担はありません。**

要介護 1・2	10,860 円
要介護 3・4・5	14,110 円

*以下の加算項目について該当する場合、上記料金に加算されます。

①初回加算

新規に居宅サービス計画書を作成した場合： 要介護 3,000 円

②入院時情報連携加算

利用者が入院するにあたり病院の職員に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等必要な情報を提供した場合： (Ⅰ) 2,500円 (Ⅱ) 2,000円

③退院、退所加算

病院もしくは介護保険施設等の退院、退所にあたって病院や施設職員と面談を行い必要な情報を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、サービス利用に関する調整を行った場合： 4,500～9,000円

④通院時情報連携加算

利用者が医師の診察を受ける際に同席し、必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報を受け、サービス計画等に記録した場合： 500円

⑤緊急時等居宅カンファレンス加算

病院または診療所の求めにより、医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い当該利用者に必要なサービス調整を行った場合： 2,000円

⑥ターミナルケアマネジメント加算

末期の悪性腫瘍により在宅で死亡した利用者（在宅訪問後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）が対象です。利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施。訪問により把握した利用者の心身の状態等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供した場合： 4,000円

(2) その他の費用

通常の事業の実施地区を越える場合で、事業所より自宅までの距離が往復で10kmを越える場合については、利用者の同意を得た上で、交通費として1kmを越えるごと40円を負担いただきます。

5、虐待防止への取り組み

当事業所では、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、虐待が起こらないよう事前の措置として、従業員の虐待防止意識の向上や知識を周知し虐待のない環境づくりを目指します。また、虐待相談窓口を設け、利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは従業員に直接改善を求め、指導を行います。

虐待防止責任者	管理者 鈴木 広美
組織体制	事業所内に虐待防止検討委員会を置き、定期的開催
従業員への研修	虐待防止に関する従業員向けの研修を新規採用時及び年1回以上実施
虐待又は虐待が疑われる事案への対応	発見者は速やかに管理者へ連絡し、管理者は必要と認められる場合は直ちに市町村等の関係機関へ通報する
相談窓口	電話 0265-26-8111

6、個人情報の保護に関する取り組み

- ・下記の項目内容で利用者及びその家族等の個人情報を利用させていただきます。

目的：介護保険におけるケアプラン作成のため

情報提供先：医療機関及び在宅サービスに係る事業者事業者等

情報提供時：サービス担当者会議等

秘密保持：事業者における介護支援専門員は、在職中・退職後に関わらず、正当な理由がない限り、居宅介護支援事業の提供にあたって知り得た、利用者及びその家族等の秘密を一切漏らしません。

7、利用に関する相談窓口

- (1) 提供された介護サービスに不明な点、ご不満等ありましたら、遠慮なく下記の苦情処理担当窓口に応し出ください。

・医療法人輝山会 輝山会総合介護支援センター 電話 0265-26-6502

・輝山会記念病院内 医療福祉相談室 電話 0265-26-8111

- (2) 上記以外にも介護保険法令に従い、市町村介護保険担当係及び国民健康保険団体連合会（026-238-1580）等の苦情申し立て機関に苦情を申し立てることができます。